第 1 回企業取引研究会
議事要旨

1　日　　時　令和 8 年 10 月 7 日（水）　10：00～12：00

2　場　　所　対面（経済産業省本館 17 階国際会議室）とオンラインの併用

3　出 席 者

【委員】神田座長、海内委員、魚住委員、及川委員、岡室委員、加毛委員、郷野委員、
滝澤委員、多田委員、土井委員、仁平委員、松本委員、渡辺委員、渡邊委員

【公正取引委員会】茶谷委員長、稲熊官房審議官、柴山企業取引課長、
大吉企業取引課長補佐、長田企業取引課長補佐

【経済産業省】若山経済産業大臣政務官、坂本中小企業庁事業環境部長、
小高中小企業庁取引課長、杉山中小企業庁取引調査室長

【オブザーバー】金融庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

4　議事要旨

①取引適正化に関するルール遵守の促進に向けて

- これまでの一連のルール整備により、サプライチェーン全体における価格転嫁・取引適正化に向けて必要な手当を行ったといえる。他方で、規制体系が複雑になっているところ、ガイダンスを作成することで、ルールが浸透するのではないか。特に、物流業では規制が煩雑な状況であり、分かりやすい説明が求められる。
- 業界により様々な実態があるところ、それらの実態に応じたガイダンス作成が必要である。
- 契約内容の明示義務は基本的な遵守事項であり、その徹底を重視すべきである。業界の実態に合った契約書ひな形を作成するなどの方向も考えられる。
- ガイダンスにおいて一律の数値を設定すると、事業者によっては上限として捉えてしまうおそれがあるため留意が必要である一方で、形式的な基準を設けることや好事例を紹介することは、事業者にとって分かりやすく、有効である。
- 小規模事業者では、価格交渉の根拠となる資料やデータを整えること、交渉人材を確保することがボトルネックとなっている。価格転嫁の実効性を高めるには、交渉に必要なデータの確保と実際の交渉への接続を支援する観点が重要である。

②実効的な価格転嫁の定着に向けて

・　取適法において面的執行が強化され、具体的な取組が行われていることは評価できるが、あらゆる業界を対象に法執行することは困難であり、業界の自主的な取組を促す仕組みを構築することには意義がある。
・　金型の無償保管、手形等の支払方法については改善している一方で、裾野までの浸透には引き続き課題がある。
・　価格転嫁のうち、特に労務費の転嫁は依然として難しい。価格転嫁を大企業と小規模事業者の二項対立として捉えるのではなく国として良いインフレにしていく流れの一環であることを全員が把握する必要がある。また、労務費の転嫁においては最低賃金の引上げ率を一つの目安とすることも有効ではないか。
・　事業者に価格転嫁・取引適正化のための意識を持ってもらうため、事業者と支援者が一緒に考えられるようなツールを充実させ、伴走支援を行うことで、より実効性が高まると考える。
・　取適法の対象外となる取引段階で取引しているところであっても、サプライチェーンの深い層の取引適正化につながるような良い事例に関しては、公正取引委員会や中小企業庁が紹介するなどの対応も必要ではないか。

③改善すべき商慣習の是正に向けて

・　業界の取組として他業界にも参考になる好事例を公表することは、業界の自主的な取組を後押しすることになるのではないか。
・　法執行に当たっては、規制が強化されると事業者の対応への負担が重くなるため、必要な準備期間を確保することが重要である。
・　取適法上の勧告を理由に種々の行政上の不利益と結びつける等、全体として見たときに勧告等が不利益処分のように機能してしまう場合には問題だと考えており、規制強化をバランスよく行う必要がある。
・　民間取引でも相見積りや入札が広く用いられ、価格優先になりやすい。価格転嫁を進める上で、実際の取引で多用される相見積り・入札の仕組みをどう捉えるかは重要な論点である。
・　標準価格や標準工数が決まっている場合に、価格の引上げを行うことが考えられるが、その結果、海外調達へ切り替えられる可能性がある。国内取引の適正化と国際競争・調達行動との関係にも留意が必要である。
・　量産品について、当初想定より数量が減少しても単価が据え置かれる商慣習がある。数量減少に伴う手間暇の部分を適切に価格へ反映できる仕組みが必要である。
・　必要性の乏しい有償材料支給は見直すべきである。トラブルが起きた際に、受注側に責任を押し付け、有償支給材料費を支払わない商慣習がある。

（文責：企業取引研究会事務局　速報のため事後修正の可能性あり。）